

新型コロナウイルス感染症に関する「みなし入院」の
特別取扱いの変更について

共済組合では、独自の福利厚生制度として各種年金給付や医療給付を補完する「生活年金プラン」などの保険制度を実施しています。

日頃より、共済組合事業につきまして、ご理解を賜りますこと誠にありがとうございます。

さて、みなさまご承知おきのとおり、政府は新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類を特段の事情が生じない限り、5月8日（月）から季節性インフルエンザと同じ「5類」に変更することを予定しています。

この取扱いが予定どおり実施された場合、保険の引受会社であります明治安田生命保険相互会社から「医療保障保険」等に加入されている方が新型コロナウイルス感染症と診断された際の「みなし入院」の特別取扱いを別紙のとおり見直しがなされる予定との通知がありましたのでお知らせします。

新型コロナウイルス感染症に関する「みなし入院」の
特別取扱いの収束等について（別紙）

2023年4月12日

富山県市町村職員共済組合 御中

明治安田生命保険相互会社
明治安田損害保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する「みなし入院」の特別取扱いの収束等について

拝啓 日頃は格別のご愛顧を賜り厚くお礼申し上げます。

政府は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に変更することを予定しています。(※)

(※) 厚生労働省の厚生科学審議会感染症部会を経て、政府は分類変更を最終判断

「5類」への分類変更が予定どおり実施された場合、新型コロナウイルス感染症は「入院措置・勧告」等の適用対象外となることから、当社は5月8日付で新型コロナウイルス感染症に関する「みなし入院」の特別取扱いを収束いたします。

これにより、「みなし入院」の特別取扱いは、下記のとおりとなります。5月8日以降に医師により新型コロナウイルス感染症と診断された場合、約款上の「入院」の定義に基づき、実際に病院等に入院された場合に入院給付金等をお支払いいたします。

敬 具

記

1. 新型コロナウイルス感染症に関する「みなし入院」の特別取扱いについて

医師による診断年月日によって以下の取扱いとし、5月7日以前に医師による診断を受けた方は5月8日以降もご請求いただけます。

	医師による診断年月日		
	2022年9月25日以前	2022年9月26日 ～2023年5月7日	2023年5月8日以降
「みなし入院」の特別取扱いの対象	全員の方が対象	4類型に該当する方が対象(注)	対象外 ※病院等に入院された場合はお支払対象

(注) 4類型に該当する方は次のとおり

- ① 65歳以上の方 ② 入院を要する方 ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と医師が判断する方 ④ 妊婦の方

2. 「My HER-SYS療養証明(画面)」について

「みなし入院」による請求手続き時の必要書類として「My HER-SYS療養証明(画面)」のご提出を推奨していますが、分類変更に伴い、9月末で「My HER-SYS」の利用はできなくなりますので、早めの請求手続きをお願いいたします。

お問い合わせ先

明治安田生命保険相互会社 中部公法人部北陸公法人営業推進部 (TEL) 076-231-3240

以 上